

添田町高齢者福祉計画

令和6年3月

添田町

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	3
1. 計画策定の趣旨と位置付け.....	3
(1) 計画策定の趣旨.....	3
(2) 計画の位置付け.....	4
2. 計画の期間.....	5
3. 計画策定の基本事項.....	5
(1) 計画策定体制.....	5
(2) 計画の推進体制.....	6
第2章 添田町の高齢者の状況.....	11
1. 統計データからみる添田町の高齢者の状況.....	11
(1) 添田町の地域性と高齢化率の推移.....	11
(2) 高齢者世帯数の推移.....	14
(3) 要介護認定者数の推移.....	15
2. 町民意識調査結果からみる添田町の高齢者の状況.....	16
(1) 生活支援・介護予防.....	16
(2) 包括的支援.....	17
(3) 高齢者福祉.....	20

第3章 計画の基本理念.....	25
1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本目標.....	25
3. 計画の体系.....	26
第4章 具体的な取組.....	29
基本目標1 介護予防サービス事業.....	29
基本目標2 包括的支援事業.....	32
基本目標3 高齢者福祉事業.....	36
基本目標4 生きがいづくり事業	38
基本目標5 安心・安全なまちづくり事業.....	42
第5章 添田町実施事業の推移.....	49
1. 各種事業の推移	49
2. 高齢者福祉施設・関係団体等	54
(1) 高齢者福祉施設	54
(2) 関係団体等	55

第1章 計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

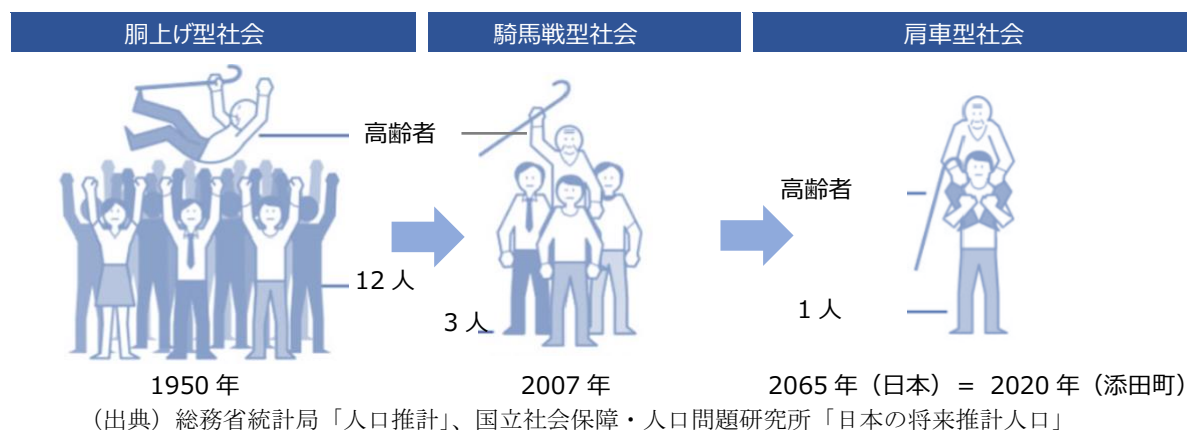
1. 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

令和2年度における添田町の現役世代（15～64歳）人口は4,018人であるのに対して、65歳以上人口は3,926人となっており、おおむね高齢者1人に対して現役世代1人が支えている構図となっています。（福岡県平均は高齢者1人に対し現役世代2.1人）。これは、国が想定したわが国の2065年の社会の姿であり、すなわち、本町は国の想定を45年先取りしていることになります。

しかしながら、日常生活圏域ニーズ調査の結果や第2期添田町地域福祉計画策定支援業務を通じて把握した本町の高齢者の多くは元気な方が多く、いわゆる「アクティブシニア」として地域の担い手になり得る可能性を秘めています。

図表1 社会構造の変化



このような本町の地域性を十分に踏まえ、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

令和6年3月末をもって現在の第8期高齢者福祉計画が終了するため、添田町第6次総合計画や福岡県介護保険広域連合が策定する第9期介護保険事業計画との整合を図りながら、第9期高齢者福祉計画を策定します。

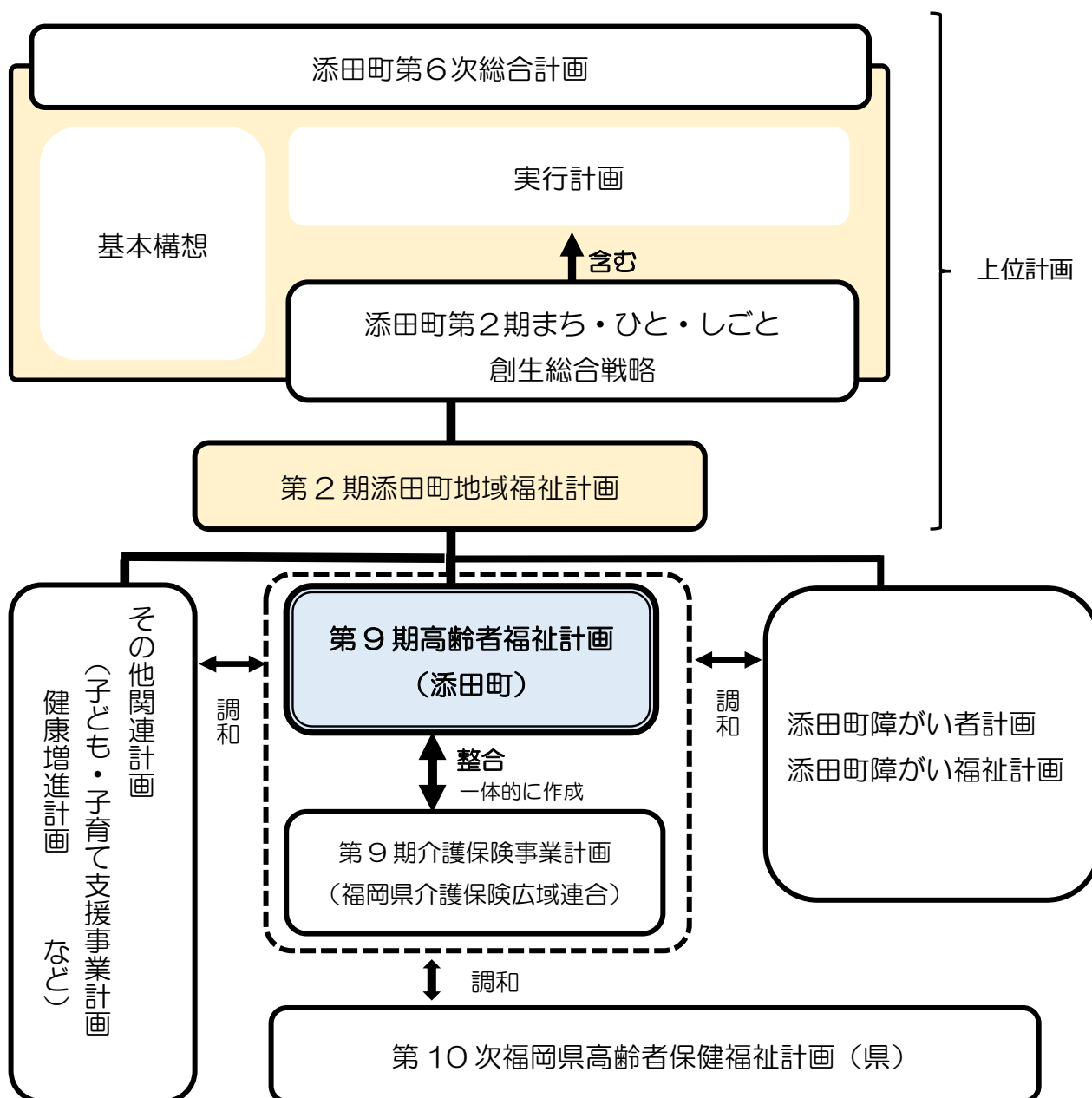
(2) 計画の位置付け

本計画は、町の「添田町第6次総合計画」、「第2期添田町地域福祉計画」を上位計画として、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人保健福祉計画」です。

また、福岡県介護保険広域連合が策定する「第9期介護保険事業計画」との整合性を図っています。

本計画は、介護保険サービスの提供の他、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

図表 2 計画の位置づけ



2. 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。

図表 3 計画の期間



3. 計画策定の基本事項

(1) 計画策定体制

本計画を策定するにあたり、添田町高齢者福祉計画及び障がい福祉計画策定委員会を設置し、事務局である福祉環境課を中心に、関係課及び関係機関の連携・協力の下、同委員会等において各専門分野の立場からの意見・助言をいただき策定しました。

また、計画の策定にあたっては、町民を対象としたアンケート調査を実施し、町民・当事者・関係者等の意見や要望等を収集し、それらを基礎資料として計画策定に際して基礎資料としました。

また、パブリックコメント（意見公募手続）を実施し、町民の方への情報提供や意見聴取を行いました。

(2) 計画の推進体制

① 庁内体制

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、PDCA サイクルに基づき施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの深化・推進するため、庁内関係課や介護保険事業者、医療機関、社会福祉協議会等との連携を一層深めていきます。

② PDCA サイクルに沿った計画の推進体制

「PDCA サイクル」とは、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）→再度 Plan（計画）に戻る」というサイクルを繰り返すことで、事業を継続的に実施、改善していくという手法です。計画の立案と実行、進捗管理、評価と原因分析等を効果的に実施することで、計画を推進していく体制を整えていく必要があります。

図表 4 PDCA サイクル



③ 町民への情報提供

本計画の内容及び町の高齢者施策・介護保険事業に関する情報については、町広報紙や町公式サイト、その他の媒体を通じて情報提供を行います。

④ 町民の計画推進への参画

地域包括支援センターをはじめとして、医療、介護、ボランティア等の地域住民とともに、地域ケア会議や、生活支援、在宅医療・介護連携に関する様々な会議体において地域の課題を明らかにし、施策に反映できるよう広く計画推進への参画を図ります。



第2章 添田町の高齢者の状況

第2章 添田町の高齢者の状況

1. 統計データからみる添田町の高齢者の状況

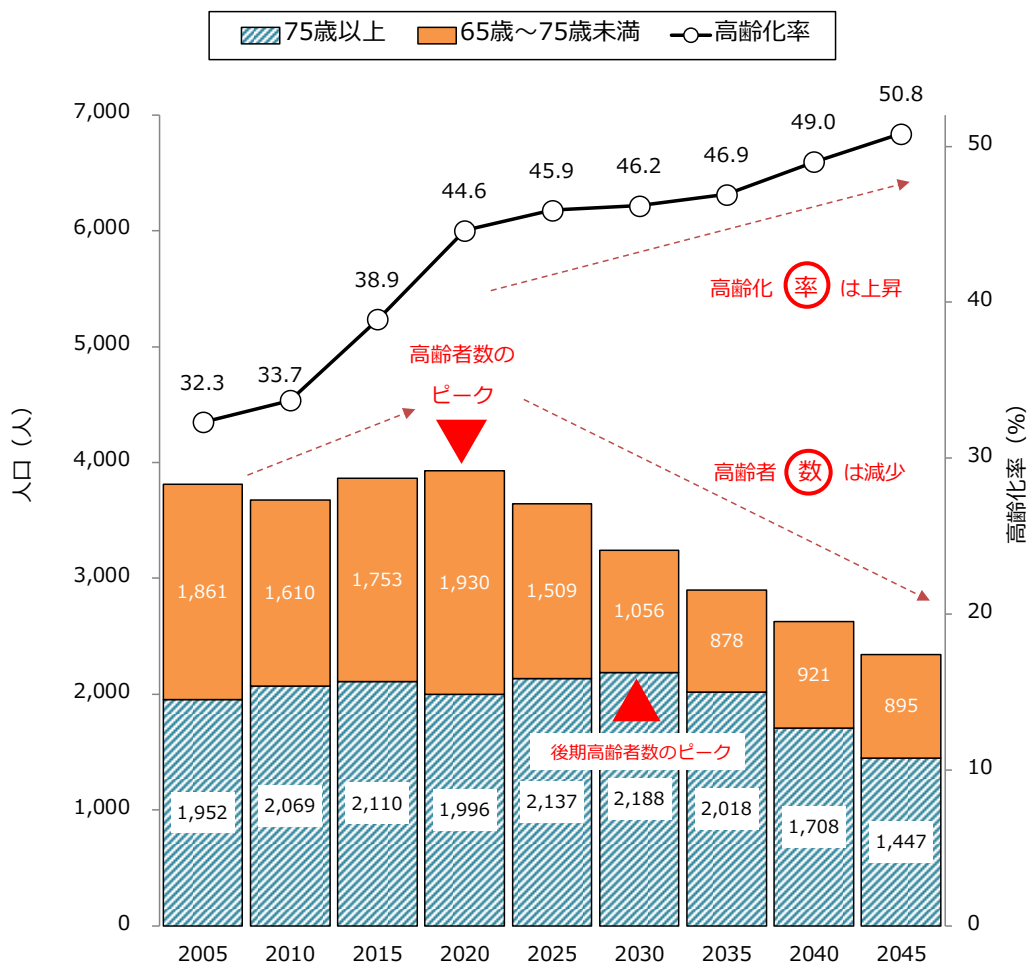
(1) 添田町の地域性と高齢化率の推移



添田町の高齢者数のピークは過ぎており減少局面である

- 添田町は、高齢化率は今後も上昇傾向にあります。高齢者数のピークはすでに過ぎており、今後の需要減少を踏まえつつ、施設・居宅系・地域密着型の各サービスをバランス良く組み合わせて整備していく必要があります。

図表 5 高齢者数と高齢化率の将来推計



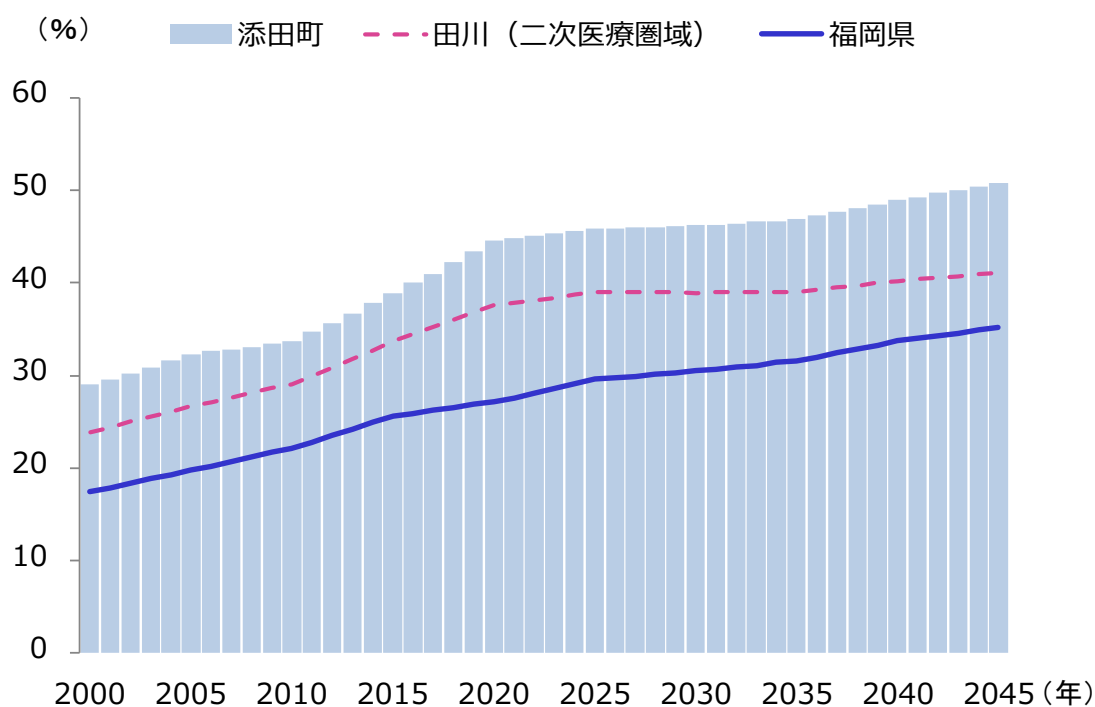
(出典)「見える化」システムからのデータに基づきグラフ作成



当面、添田町の高齢化はさらに進捗する

- 添田町は田川（二次医療圏域）や福岡県と比較して高齢化率が高く推移しています。
- 令和5年4月1日現在、添田町は東峰村（46.8%）に次いで福岡県内で2番目に高齢者の割合が高い団体であり、高齢化率は45.0%となっています。
- 概ね2035（令和17）年前後までは横ばい傾向であるものの、その後再び高齢化率が増加に転じ、2045（令和27）年まで一貫して高齢化率が高くなることが推計されています。

図表 6 高齢化率の推移



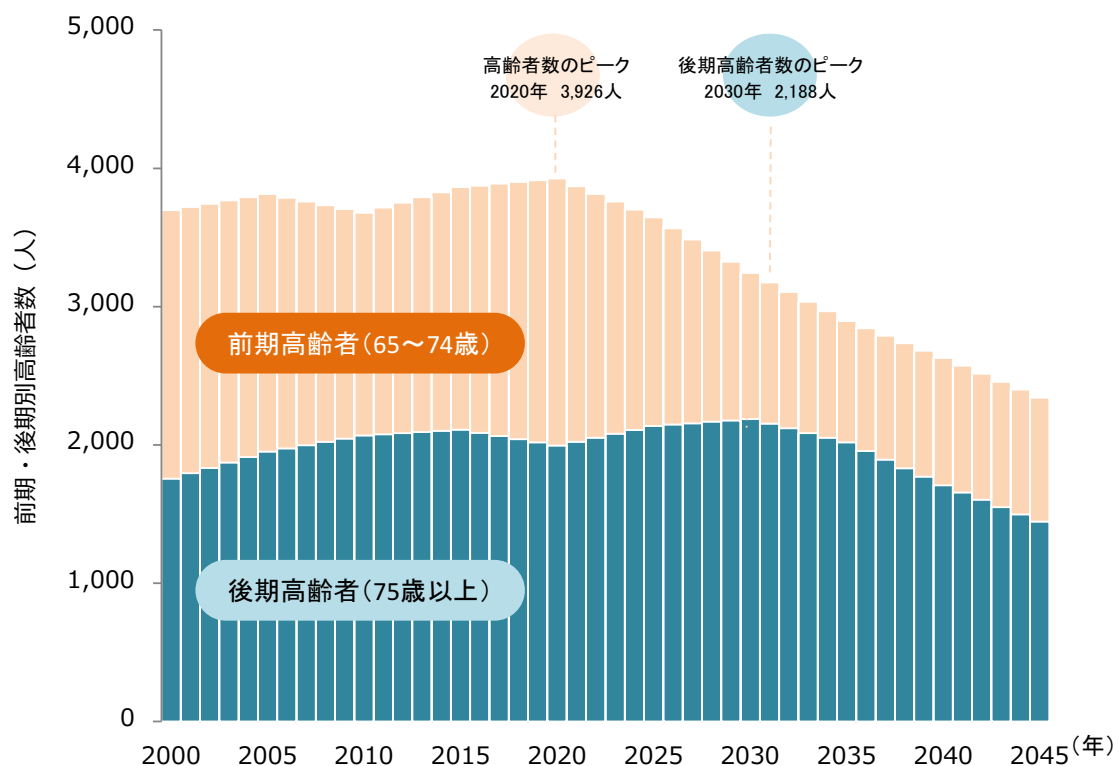
(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



これから添田町の高齢者数は急速に減少する

- 添田町の2020（令和2）年の高齢化率は44.6%で、福岡県の27.2%と比べても高い水準となっています。
- 本町の高齢者数は2020（令和2）年をピークに減少局面に移行しており、2045（令和27）年にはピーク時と比べ6割程度の高齢者数になることが推計されています。
- 一方、2025（令和7）年に第一次ベビーブーム世代が後期高齢者になることから、75歳以上の高齢者数は2030（令和12）年まで一貫して増加する見込みです。

図表 7 前期・後期別高齢者数の推移



(出典) 総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

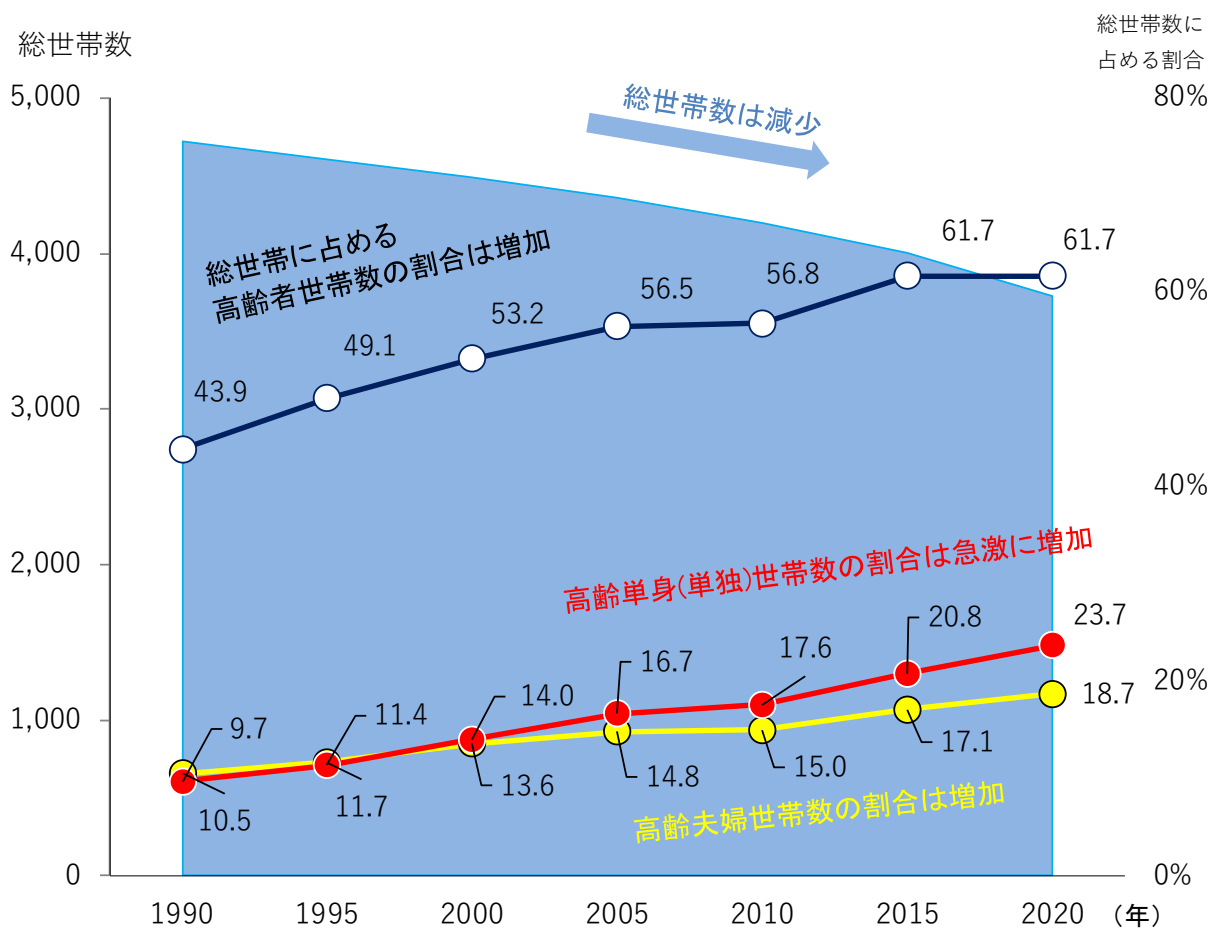
(2) 高齢者世帯数の推移



6割以上が高齢者世帯。特に高齢単身世帯が急増している

- 添田町の総世帯数は1990（平成2）年から毎年減少傾向にあります。
- しかし、総世帯に占める高齢者世帯数の割合は一貫して増加傾向にあります。特に、総世帯に占める高齢単身（単独）世帯数が急激に増加しています。

図表 8 高齢者世帯数の推移



(出典) 総務省「国勢調査」

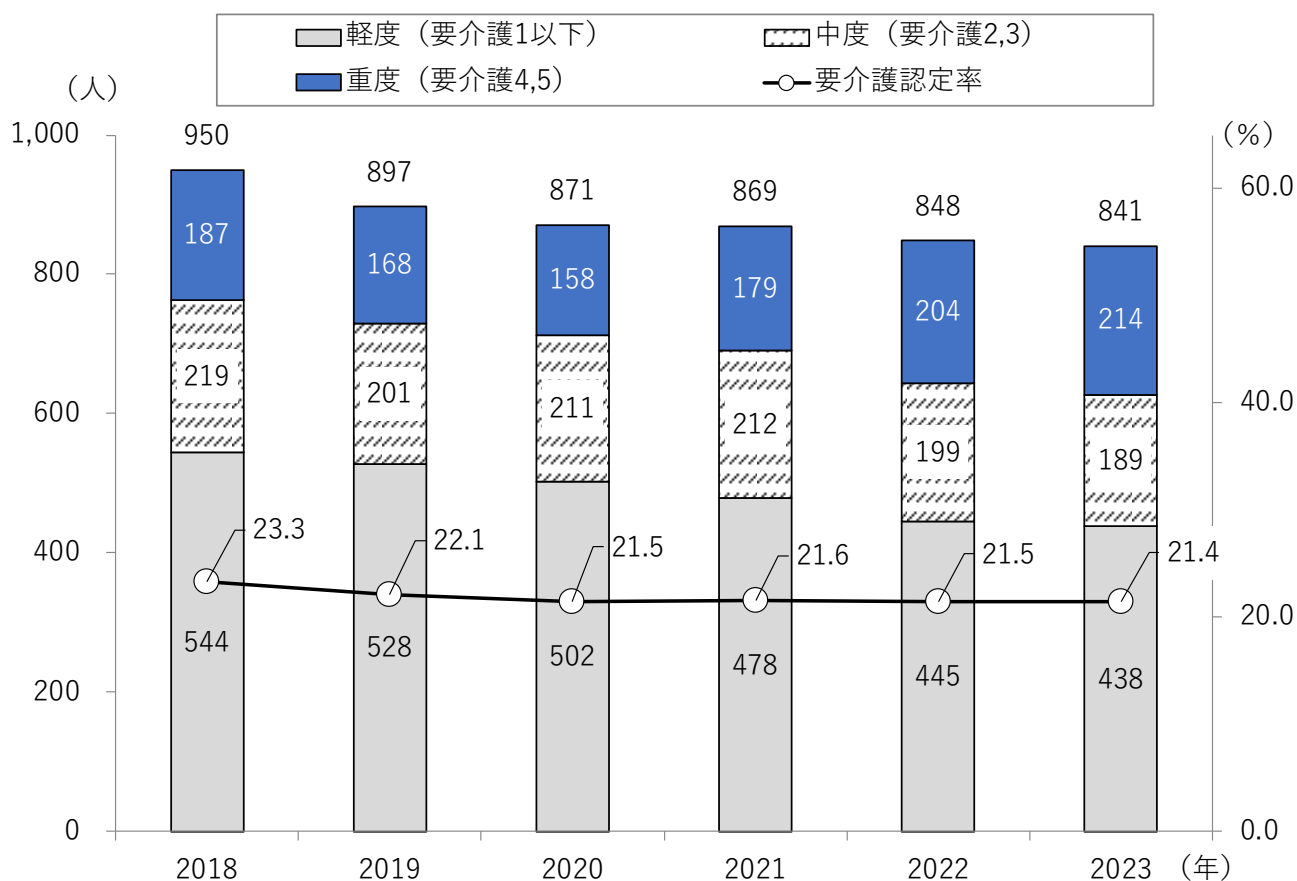
(3) 要介護認定者数の推移



認定者数は緩やかな減少傾向であるものの、今後増加する可能性あり

- 添田町の要支援・要介護の認定者数は緩やかな減少傾向にあります。
- 要介護認定率も2020(令和2)年まで緩やかに減少し、その後は横ばい傾向にあります。
- 今後、75歳以上の高齢者数が2030(令和12)年まで増加に転じる見込であるため、要介護認定者数は増加する可能性があります。

図表 9 要支援・要介護者数の推移



(出典) 福岡県介護保険広域連合 (各年3月末日現在)

2. 町民意識調査結果からみる添田町の高齢者の状況

(1) 生活支援・介護予防

① 町内に存在する生活支援ニーズの実態

計画策定に先立ち実施した「添田町高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査」は、要介護認定を受けていない方を調査対象としているものの、家族や親族からの介護を受けられている方もいらっしゃいました。それらの方が受けている介護の多くは掃除や洗濯、買い物、食事の準備（調理等）等であり、調査結果から、介護ニーズの多くを生活支援が占めていることが分かります。

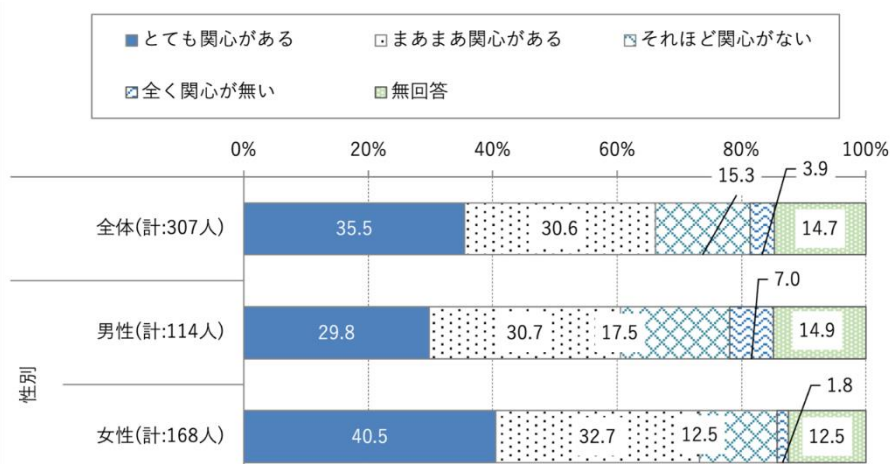
住み慣れた自宅などでの生活を続けられるようにするためには、生活支援が非常に大切であることがみてとれます。

② 介護予防への関心の高さを実践につなげるための課題

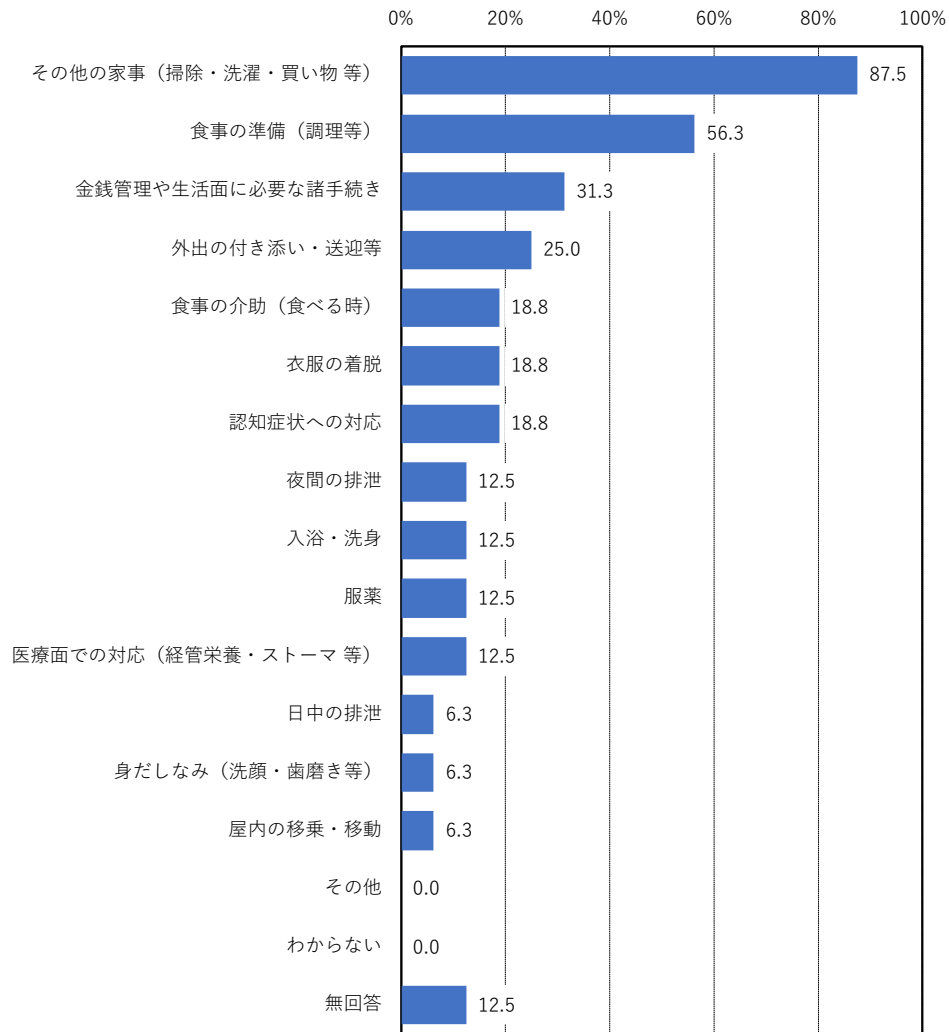
本町に住まう多くの高齢者は介護予防に高い関心を持っています。アンケート調査結果では、「介護が必要になることをできるだけ防いだり、たとえ現在は要介護状態にあったとしてもそれを遅らせたりすることに関心がありますか」との設問に対し、関心があると回答したのは66.1%にもなっています。

一方、実際に介護予防に取り組んでいるのは37.1%に留まっており、介護予防に対する関心の高さと比べれば相対的に低い割合となっています。その理由として、具体的な取り組み方が分からない、一緒に取り組む仲間がない等の背景が調査結果から明らかになっており、第9期計画では、町民がより介護予防に取り組みやすくなるよう対策を講じていく必要があります。

図表 10 介護予防に対する関心度



図表 11 主な介護者がしている介護等



計：16人

（2）包括的支援

包括的支援は多岐にわたるため、本調査では在宅介護者の実態と認知症に対する介護者の不安に絞り現状を把握することとしました。

① 在宅介護者の実態

在宅介護者の約7割（68.8%）が高齢者であり、本町においてもいわゆる「老老介護」の状態にある世帯の割合が高いことが分かります。

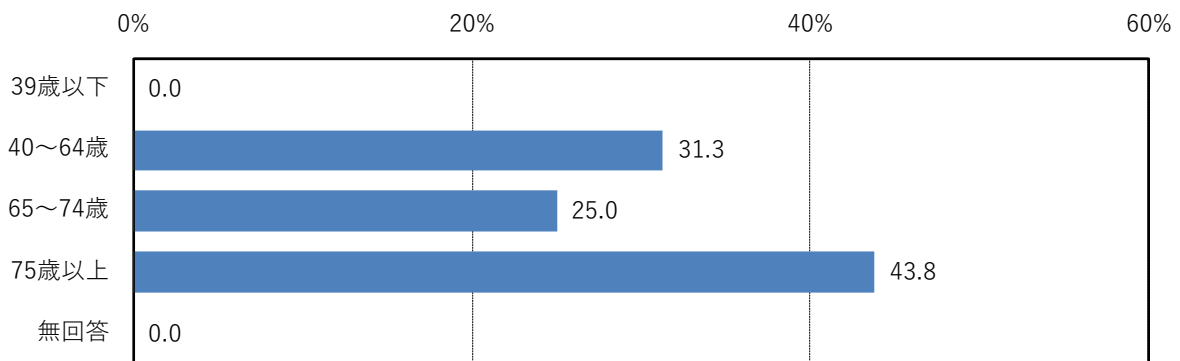
一方、主な介助者の年齢が19歳以下であると回答した人は本調査では把握できませんでしたが、全国的にいわゆる「ヤングケアラー（家族・親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかったりする未成年）」が課題となっており、本町においても引き続き現状把握を続けていく必要があるといえます。

「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した人に、今後も働きながら介護を続けていけそうかと尋ねたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した人の割合は85.7%となっています。しかし、「問題なく、続けていける」と回答した人は存在せず、多くの介護者が「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」と回答していることから、今後、介護者の年齢が上がったり、被介護者の状況が重度化したりすることで現状が立ちいかなくなることも十分考えられます。

② 認知症に対する介護者の不安

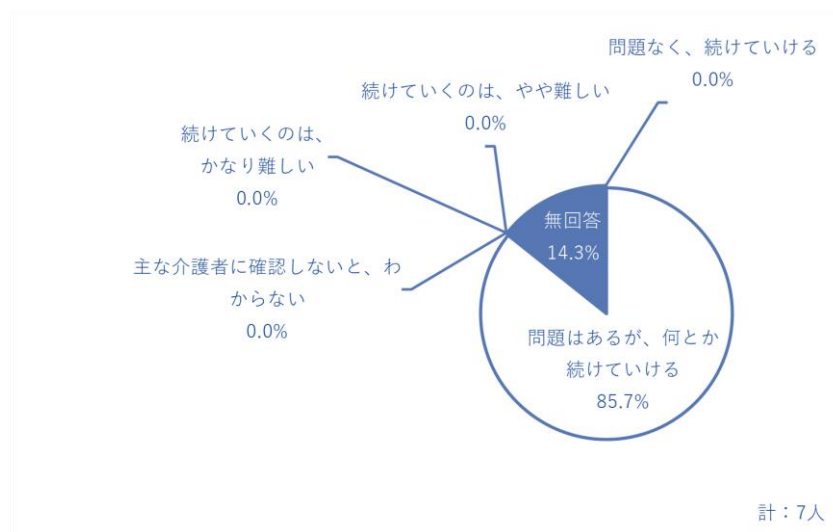
現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護等について尋ねたところ、「その他の家事（掃除・洗濯・買い物等）」(62.5%)、「外出の付き添い・送迎等」「食事の準備（調理等）」(37.5%)に次いで、「認知症状への対応」が25.0%で第4位となっています。このことから、本町の被介護者の家族にとって認知症に対する不安感が高いことが分かります。

図表 12 主な介護者の年齢



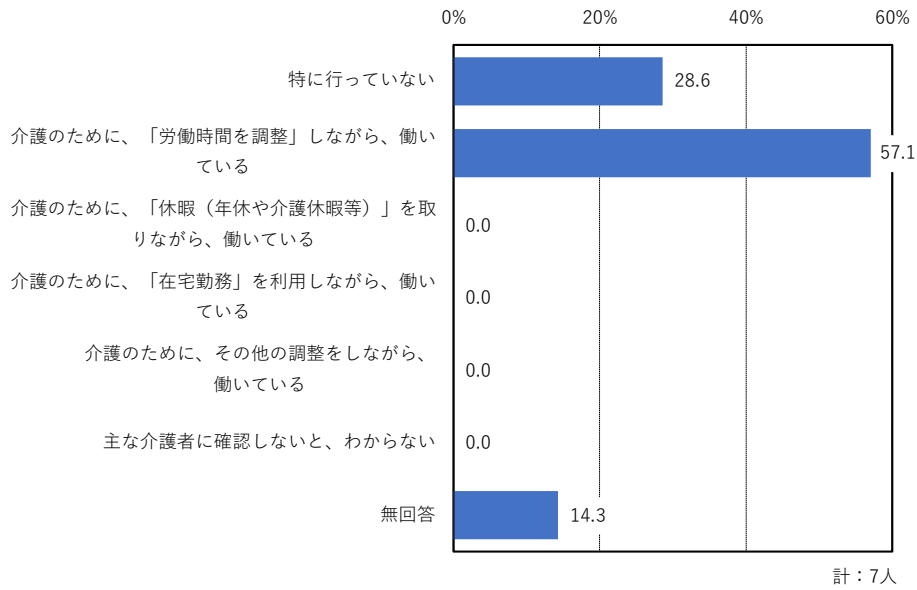
計：16人

図表 13 今後も働きながら介護を続けていけそうか

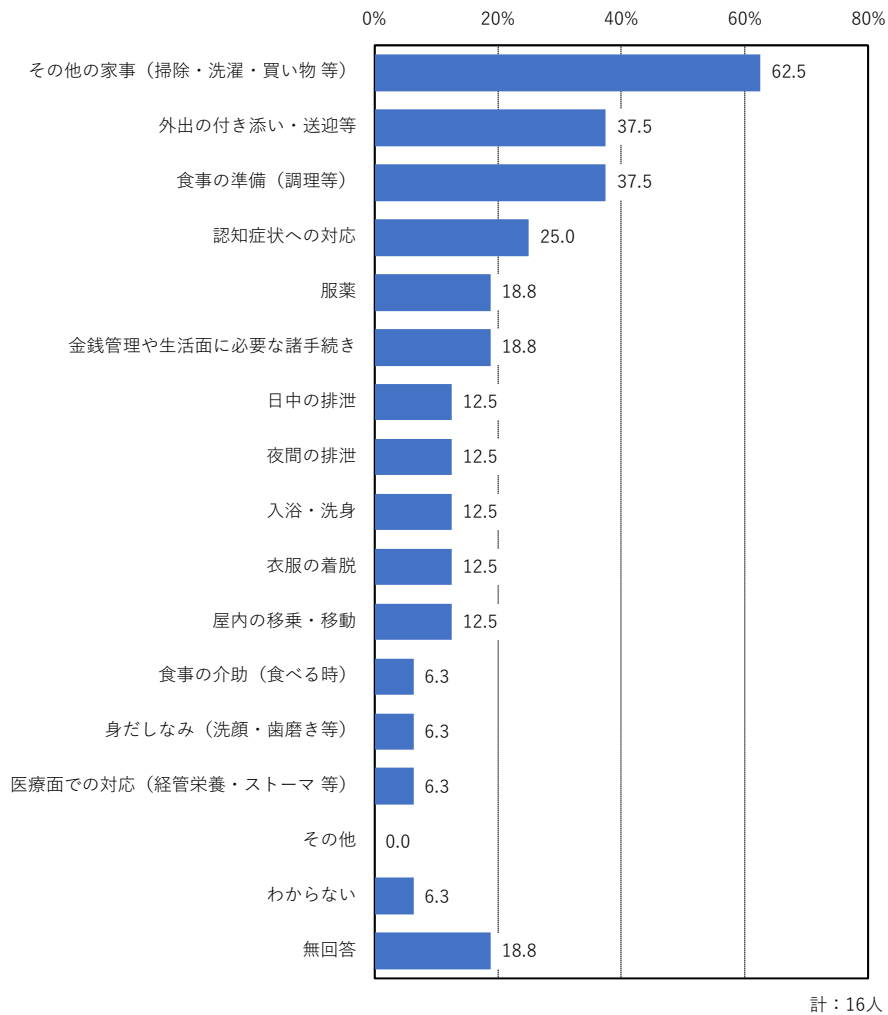


計：7人

図表 14 介護をするにあたって働き方の調整等をしているか



図表 15 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

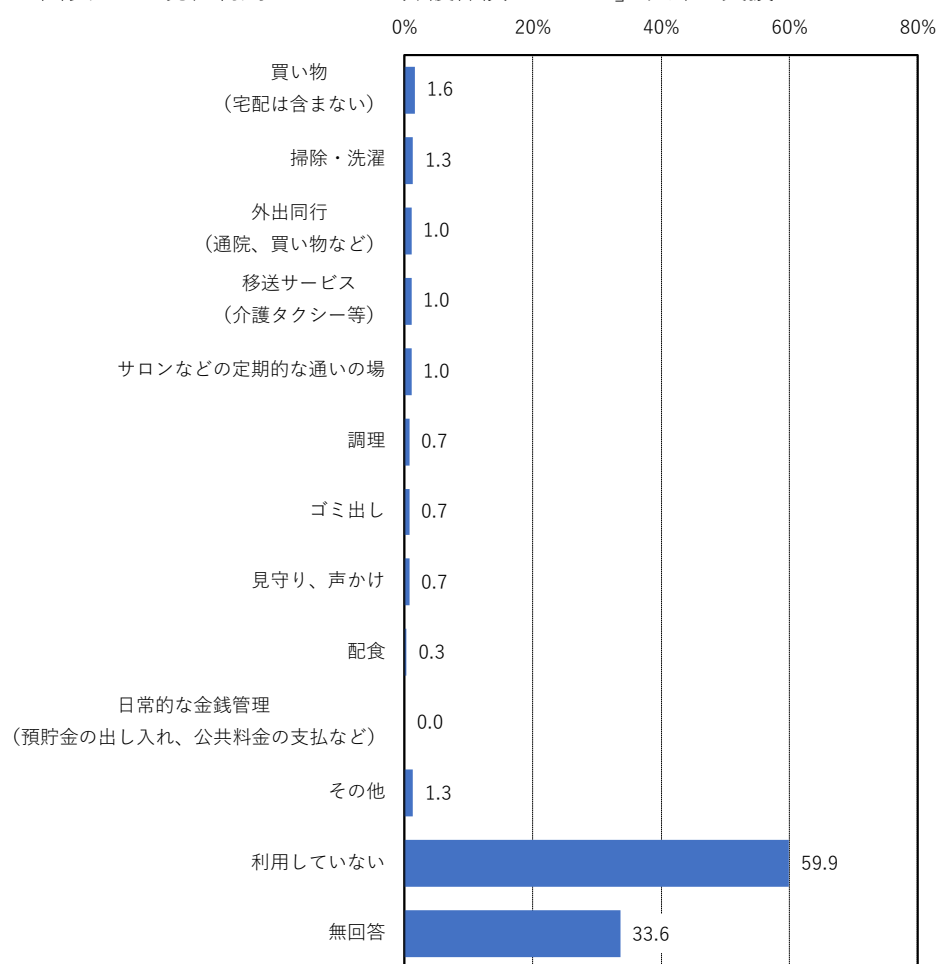


(3) 高齢者福祉

本調査の調査対象者の多くは要介護状態ではないために、介護保険サービスであるかどうかに関わらずサービスを利用されていない方がほとんどであるものの、「買い物（宅配は含まない）」(1.6%)、「掃除・洗濯」(1.3%) など、介護保険サービス以外の支援・サービスを利用されている方も存在します。

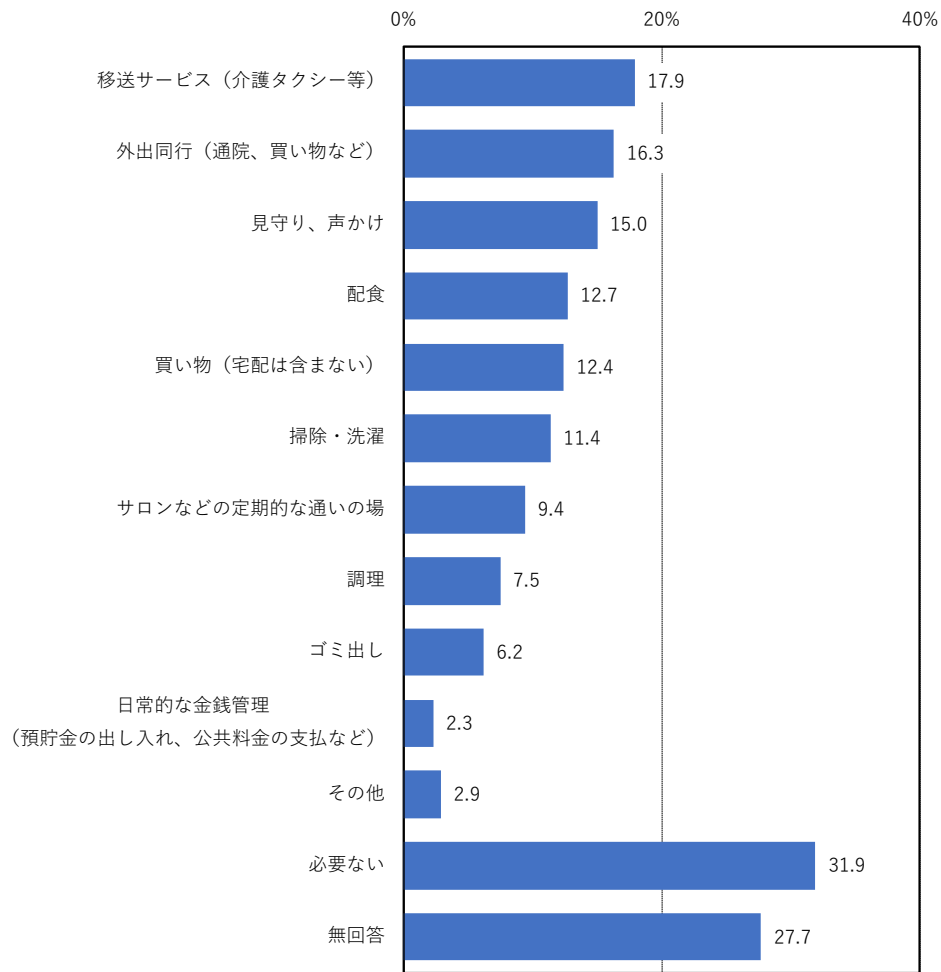
また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護タクシー等）」(17.9%)、「外出同行（通院、買い物など）」(16.3%) などが挙げられており、本町において介護保険制度に含まれないサービスに対するニーズが少なからず存在していることが分かります。

図表 16 現在利用している「介護保険サービス」以外の支援・サービス



計：307人

図表 17 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



計：307人

第3章 計画の基本理念



第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

本計画では、現行の高齢者福祉計画における取組を発展充実させることをふまえ、高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心した生活を送ることができるよう、第8期計画から引き続き「高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくり」を計画の基本理念とし、推進します。

高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくり

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を達成するために、第8期計画に引き続き下記に挙げる5つの基本目標を定め計画を推進します。

基本目標1 介護予防サービス事業

基本目標2 包括的支援事業

基本目標3 高齢者福祉事業

基本目標4 生きがいづくり事業

基本目標5 安心・安全なまちづくり事業

3. 計画の体系

【基本理念】

高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくり

基本目標 1

介護予防サービス事業

基本目標 2

包括的支援事業

基本目標 3

高齢者福祉事業

基本目標 4

生きがいつくり事業

基本目標 5

安心・安全なまちづくり事業

第4章 具体的な取組



第4章 具体的な取組

基本目標1 介護予防サービス事業



介護予防サービス事業とは

介護予防とは、機能訓練、活動や参加の支援をバランス良く行いながら、介護や支援が必要な状態になることを予防し、また、介護や支援が必要な状態の改善や悪化の防止を図ることです。



現状と課題

本町においても高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、今後も支援を必要とする方が増加する傾向が続くものと見込まれます。高齢化の進展を遅らせることはできませんが、健康寿命の延伸を図ることは可能です。本町に住まうすべての高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で住み続け、地域ぐるみで介護予防につながる社会参加を推進することが大切です。

町内では、体操や料理、趣味などのサークル、老人クラブ、ボランティアや地域活動など、健康、スポーツ、生涯学習、地域福祉等に関する取組が、行政はもとより、住民を含むさまざまな実施主体で行われています。本町では、「支える側」と「支えられる側」という一方的な関係性ではなく、すべての参加者が何らかの役割を持てるように、必要に応じて助言を行いながら住民の主体的な運営ができるよう促進しています。人と人がつながれば交流が生まれることから、今後も介護予防の一環として取り組んでいきます。

本町は2018（平成30）年度に添田町生活支援体制整備協議体を設置し、生活支援・介護予防基盤の整備を推進しています。また、生活支援・介護予防資源の開発・ネットワークづくりなどを担う生活支援コーディネーターを配置しています。要介護になるリスクのある人を早期に発見し、適切な介護予防活動へ繋げるなど、地域の介護予防の意識を高めるための啓発を行っています。

また、保健事業では「疾病予防・重症化予防」、介護予防では「生活機能の改善」を根幹に据え、高齢者の医療・介護データの解析を行いながら、一体的に実施しています。

高齢者は気づかないうちに心身機能や生活機能が低下するフレイル状態に陥りやすいため、フレイル状態になる前に予防することが必要です。そのためには機能維持や改善、社会参加意欲の向上を図り、地域で自分らしい暮らしができるように支援することが重要です。そのため、リハビリテーションの観点も取り入れ、多職種で支援を検討し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの向上に取り組めます。



具体施策

具体的な施策	施策の内容
身近な憩いの場づくりの運営支援	気軽に通える高齢者の居場所や交流の場づくりについて、生活支援体制整備事業により、住民の主体的な運営を支援します。
後期高齢者に対する保健事業の地域支援事業との一体的実施	75歳以上の高齢者に対する保健事業を地域支援事業と一体的に実施し、医療・健診・介護情報を一括把握できるよう検討・整備を行います。
町内における新たなコミュニティ構築への助言	支える側と支えられる側という画一的な関係性ではなく、参加者も何らかの役割を持てるような運営に向けて助言を行います。
住民への情報提供を目的としたガイドブックの作成とその活用	生活支援・介護予防の基盤整備において重要な役割を担う生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、高齢者の居場所づくりや交流の場などの情報提供としてガイドブックを作成しその活用を図ります。
サービスの提供充実や支援の担い手の養成	協議体で地域資源や町内で不足するサービスを把握するとともに、サービスの提供充実や支援の担い手の養成に取り組みます。
自立支援に視点を置いた意見交換、相談の支援	高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域ケア会議や地域見守りネットワーク協議会等を通じ、自立支援にも視点を置いた意見交換、相談の支援を実施します。
関係機関との情報交換促進	ケアマネジャーや主治医、地域の関係機関等との連携を促進するとともに、在宅、施設、医療相互の情報交換を促進します。
地域における多職種の連携・協働の体制づくり	地域における多職種の協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、連携・協働体制をつくります。



町が実施している事業一覧

①一般介護予防事業

事業名	内 容
介護予防講演会	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発
介護予防把握事業	アンケート調査の未回答者に対し、個別訪問を実施し、介護予防教室等の参加を促すとともに、状態の把握等を実施
元気倶楽部	健康体操・レクリエーション・食事等を通じ、地域の高齢者の交流・介護予防・健康増進等を図る教室
若返り教室	将来にできるだけ介護が必要な状態にならないように、身体機能の維持・改善を図る教室
健康体操教室	定期的な体操を行うことで健康の維持・向上を図る教室
ストレッチ教室	筋肉を伸ばし、コリや冷えの改善、転倒予防のための運動教室
トランポリン教室	筋肉強化、骨密度の増強、転倒予防のための運動教室
パソコン教室	認知症予防、社会参加の促進、生きがいづくりを支援する教室 (初心者クラスと経験者クラスを設置)
介護予防ポイント事業	介護予防事業や老人クラブなどに参加、また介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し、ポイントに応じて地域のお買い物券に交換できる事業

基本目標 2 包括的支援事業



包括的支援事業とは

地域支援事業の必須事業。介護予防支援、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の7事業があります。



現状と課題

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後も地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題です。

① 総合相談・権利擁護事業

高齢者の総合相談や訪問による実態把握を通じ、見守りや手助けが必要な人を早期に発見し、介護・医療・福祉の関係機関や地域の人と連携して、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるような支援体制づくりをしています。

近年は、介護関係のみならず、医療、保健、障がい、権利擁護、認知症、高齢者虐待、家計等と相談内容が多岐にわたり、複雑化しています。

総合相談等の対人支援をはじめとした地域包括支援センターの役割が十分発揮できるよう計画的に職員の配置を行い、適切な研修を実施することで、職員のスキルアップを図ります。

また、高齢者の権利や財産を守る成年後見制度等の利用支援や、高齢者虐待への早期対応に取り組んでいます。

今後も引き続き、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会を見据え、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者等に対して、関係する機関、団体が協力して対応する支援体制を検討します。

また、日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会との連携を進めて、高齢者の権利を守る制度の一層の周知と活用促進を図ります。

さらに、事業者や家庭における高齢者虐待の防止に向けて、広報・普及啓発、早期発見のためのネットワークづくり、相談、支援ノウハウの充実を図ります。

② 家庭介護と認知症支援

家族介護者が不安に感じる介護の上位に挙げられるのは認知症状への対応などです。そこで、本町では「認知症サポーター養成講座」の整備を進め、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を進めています。

今後も引き続き、家庭における介護の知識と技術を身につけることができる機会の創出や認知症カフェの推進に努めます。

また、仕事と介護の両立を支援するため、支援制度の広報啓発を行います。

さらに、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの活動を継続し、認知症の早期発見・早期治療などの支援につなげます。

③ 地域包括ケア多職種連携の推進

多職種相互の協働等による連携と包括的かつ継続的な支援が重要性を増しています。そこで、本町では、地域ケア会議の充実や介護事業者連絡会の開催による事業者間の連携を推進しています。

今後も引き続き、地域ケア会議については、個別の検討に基づきながら地域課題を整理し、地域づくり、資源開発などにつなげていきます。

また、地域の医療機関や介護サービス事業所などに関する情報を整理し、医療・介護関係者間の共有を図るとともに、住民への情報提供を行います。



具体施策

具体的な施策	施策の内容
地域ケア会議における多職種連携促進	地域ケア会議において多職種で事例検討などを行うとともに、具体的なケアを検討するなど、相互理解や顔の見える関係づくりに取り組みます。
医療・介護関係者の情報共有	田川医師会と連携し、多職種連携システムやレセプトデータを利用した多職種間による在宅医療の支援を推進するとともに、病院関係者とケアマネジャーが必要な情報を共有し連携するため作成した「入退院時連携マニュアル」を活用し、退院後も安心して在宅での生活や療養できるようにします。
在宅医療・介護関係者に関する相談支援	地域の医療・介護関係者からの相談支援については地域包括支援センターと在宅医療・介護連携支援センター（田川医師会内に設置）が連携し、連携調整、情報提供により対応を支援します。
住民への普及啓発	在宅医療や介護で受けられるサービス内容や利用方法について地域住民向けに普及啓発を行います。また、地域住民が適切な在宅医療を継続できるよう人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについての理解を促進します。

具体的な施策	施策の内容
認知症サポーターの養成	住民向けの講演会や小中学生も含む地域住民、高齢者と接する機会が多い事業所等を対象に、認知症の症状と対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解促進を図ります。
協働による認知症高齢者に対する支援体制の構築	認知症についてより深い理解や支援の実践方法を学ぶ機会をつくり、認知症の人や家族、介護を経験した住民、専門職と連携しながら協働の支援に取り組みます。
認知症の予防や関連知識を学ぶ機会の提供	介護予防教室など的高齢者が集まる機会を通じて、認知症の予防や早期支援に役立つ知識を学ぶ機会を設けます。
認知症の早期診断・早期支援	総合相談などで把握した認知症のリスクがあると思われる高齢者について、必要に応じて介護予防事業や医療機関の案内を行い、認知症の早期診断につなげます。
認知症相談窓口の運営	地域包括支援センターが中心となり認知症相談窓口を運営し、認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム(福岡県認知症医療センター見立病院)を派遣し、個別の相談や早期支援を行います。
認知症高齢者の介護者に対する支援	認知症高齢者の介護者が介護の方法を学んだり、本人や介護者等が交流できたりする場づくりの事業を検討します。
認知症高齢者の地域での見守り体制の構築	地域ケア会議において協議された地域課題を基に、地域での見守り体制づくりを支援します。
認知症高齢者に対する意志決定支援	判断能力が十分でない人の権利を守り、福祉サービスの利用を支援するために、社会福祉協議会等と連携し、適切な制度の活用及び本人の意思決定支援を行います。
認知症ケアパス	本町における認知症ケアパス(認知症の状況や進行により変化していく状態に応じた適切なサービスの支援内容や支援機関の情報提供)で認知症に対する知識の普及啓発を推進します。
認知症カフェへの支援	認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所である認知症カフェが、居心地の良い、安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をします。



町が実施している事業一覧

①総合相談・権利擁護事業

事業名	内 容
総合相談	介護・保健・福祉サービス利用や権利擁護など、高齢者が関わる相談
権利擁護事業	高齢者虐待・消費者被害の防止及び対応と判断能力が低下している人のための成年後見制度等利用支援

②家庭介護と認知症支援

事業名	内 容
認知症サポーター養成講座	全国キャラバンメイト連絡協議会作成の教材を用いた講座を開催し、認知症の人やその家族が住み慣れた家庭や地域での生活を継続できるよう地域における認知症に関する理解の普及・推進を図る
認知症地域支援推進員・初期集中支援チーム	認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を実施
認知症カフェ	地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携して定期的で開催
認知症地域支援推進員の設置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行い、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る
介護用品給付サービス事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、介護用品おむつの給付を実施

③地域包括ケア多職種連携の推進

事業名	内 容
地域ケア会議	地域包括支援センターにおいて、多職種協働により個別の支援方法を検討する会議を開催
介護保険事業者連絡会	町内の介護事業者の情報共有などを実施

④生活支援体制整備事業

事業名	内 容
添田町生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターによる地域への情報提供及び支援ニーズと資源の把握

基本目標 3 高齢者福祉事業



高齢者福祉事業とは

高齢者福祉は高齢者を対象とするサービスのことを指しており、その領域は広範にわたるものですが、ここでは、介護保険制度として提供されているもの以外のサービスに焦点を絞っています。



現状と課題

高齢者の安定した生活を支援するため、在宅生活支援、高齢者のみの世帯への支援、老人保護を行います。

① 在宅生活支援事業

相談窓口やさまざまなネットワーク等を活用して、支援が必要な方の情報収集に取り組んでいます。また、高齢者の自立した生活を支えるため、買物支援や配食、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、見守りサービスなど、高齢者福祉制度や町独自の福祉事業により、在宅での生活を支援しています。

今後も、介護サービスなどと組み合わせた包括的な支援を行うため、ケアマネジャー等への周知を図り、支援を必要としている人が適切なサービスを利用できるように努めます。

② 要援護者把握事業

高齢者のひとり暮らし世帯が増加する中で、本町は、ひとり暮らしの高齢者を台帳へ登録することにより、民生委員の見守りや災害時及び平常時の見守りにつなげています。

地域包括支援センターと町、社会福祉協議会等が連携し、継続的に支援が必要な高齢者に対して、周囲に住む地域の人たちによる見守り活動が、日常生活の中で無理なく行えるような仕組みづくりに取り組みます。

③ 老人保護事業

概ね 65 歳以上の高齢者で身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な場合に必要に応じて老人ホーム入所措置を行っています。

やむを得ない事由により、介護保険施設に入所できない場合や、虐待等により高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合、養護老人ホームなどへの入所措置を実施します。



町が実施している事業一覧

①在宅生活支援事業

事業名	内 容
地域見守り推進事業に関する協定	町と協定を締結した協力事業者が、業務の中で高齢者等の異変等に気づいたときに連絡し、早期発見・早期対応を図る事業
食の自立支援事業	ひとり暮らしの高齢者に対し弁当を配達することで、栄養改善を行うとともに高齢者の状況を把握し、緊急時など、家族や地域包括支援センター等に報告する事業
買物支援事業	商店街等から遠く離れた地域に居住する高齢者や、障害のある人等について日常生活を支援する事業
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	寝たきりの状態にある、寝具の衛生管理が困難な在宅高齢者等が、清潔で快適に生活を送れるように支援する事業
緊急通報システム事業	特定の疾患等のある、高齢者等が急病や緊急時に設置機器で受信センターに通報し、必要状況により協力員や消防署へ通報する事業
訪問理美容サービス事業	寝たきりの状態にある在宅高齢者等に、理美容業者が訪問して理髪サービスを行う場合の出張費用を助成する事業
テレビ電話事業	ひとり暮らし等の高齢者に、テレビ電話を通じ、定期的な声かけによる安否確認、悩み相談等のサービスを実施する事業
朝日ヶ丘団地高齢者見守りサービス	団地に入居する高齢者等の定期的な見守りと急病や緊急時に設置機器で受信センターに通報し、必要状況により協力員や消防署へ通報する事業
ひとり暮らし声かけ事業	ひとり暮らし等の高齢者に、地域の婦人会員等が、訪問等による定期的な声かけによる安否確認を実施する事業
移動販売事業	買い物等の生活利便性の悪い地域において、添田町が指定する場所での定期的な移動販売を実施し、気軽に参加できる機会を提供することで、高齢者等が外出するきっかけとなり、ご近所同士のつながりづくりの促進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とした事業 (令和5年 11 月からモデル事業実施中であり、令和6年度中の事業確立を目指します)

②要援護者把握事業

事業名	内 容
要援護者支援台帳整備事業	要援護者の情報を把握し、平常時の見守り活動の支援、災害時・緊急時の避難支援、安否確認に資するデータベースを構築する事業

③老人保護事業

事業名	内 容
老人ホーム入所措置	在宅での養護が困難な人に、生活の場を確保するための措置を実施

基本目標 4 生きがいづくり事業



生きがいづくり事業とは

高齢者が生きがいを得るためには、①自分自身が満足感や充実感、達成感を得たいという欲求があること、②行いたいことや目標とすることがあること、③生きるための価値や意味を見いだすことができ、打ち込むことのできる活動を持っていること、が必要だと言われています。



現状と課題

高齢期を豊かで実りあるものにするためには、日々の生活の中で社会との関係を保つとともに、個人の価値観に基づく生きがいを感じながら暮らすことが必要です。そのためには、身近な地域で気軽に集い、仲間と交流できる多様な場づくりを支援し、高齢者の社会参加の促進を図る必要があります。

本町では、高齢者に対する啓発や情報提供を含めた高齢者の社会活動支援をはじめ、ふれあいの館そえだジョイ内にある「老人福祉センター」における高齢者相互の交流支援、敬老事業等を通じた町民への敬老意識の啓発等、様々な取組をしてきました。

一方、町民意識調査結果では、老人福祉センターの認知度が低いことが明らかになり、また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う活動自粛による敬老事業の見直し等、大きな転換期を迎えた事業が重なっています。

① 高齢者の交流施設等

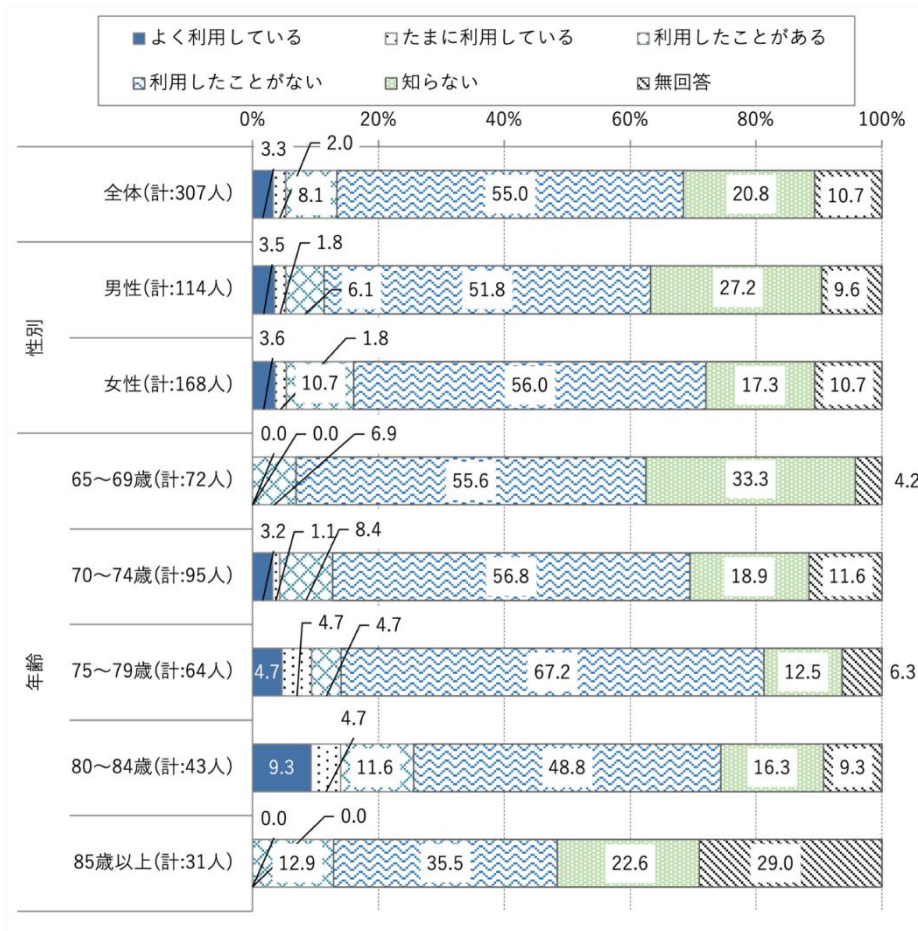
そえだジョイ内にある老人福祉センターは、すばらしい自然環境に恵まれた添田公園内にあり、館内には展望浴室や子供室等の施設があります。こどもから高齢者まで楽しく過ごせる、あたたかな交流の拠点として、利用者に親しまれています。

老人福祉センターは、高齢者の健康増進、趣味の向上など生きがいづくりを支援するために、施設を個人利用、または団体利用できる施設として設置されていますが、町民意識調査結果からは、「利用したことがない」と回答した人の割合は55.0%となっており、「知らない」(20.8%)と合わせると75.8%となっています。

このことから、現状では、老人福祉センターが本町の高齢者にとって十分に活用されているとは言い切れない現状が分かります。

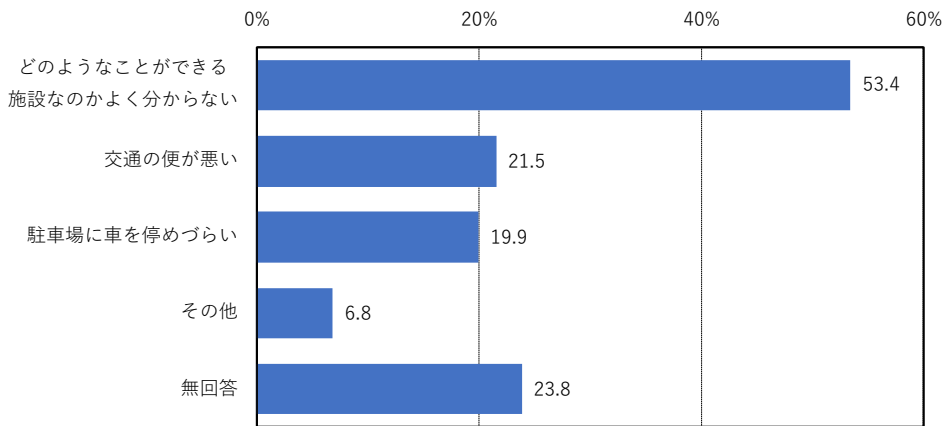
また、町民意識結果からは、「老人福祉センター」の利用に際して十分な周知が必要であることや、交通の便の良さ、十分な駐車場の確保等の必要性が改めて明らかになっています。

図表 18 添田公園そえだジョイ内にある「老人福祉センター」の認知度



(出典) 添田町高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査

図表 19 老人福祉センターを利用するにあたって改善した方がよい点



計：307人

(出典) 添田町高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査

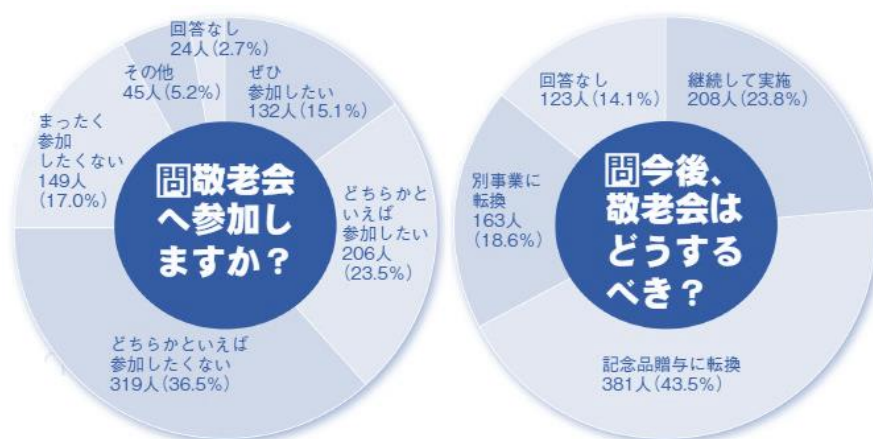
② 敬老事業等

敬老会は、町内に居住されている75歳以上の高齢者に対し、これまでの社会の発展に貢献してこられたご苦勞をねぎらうとともに敬愛の意を表し長寿をお祝いするものであり、同時に、町民への敬老意識の啓発を目的として例年9月に実施してきました。

コロナ禍以降、3密の回避など新たな生活様式が推奨されていることや、団塊世代が敬老事業の対象となることで参加人員が増加し、会場の確保が課題になるなど、これまでどおりの開催が困難になることが予測されるため、開催方法や継続の可否等、対象の方に対してアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果では、今後の敬老事業として、「記念品配布事業」や「別事業」への転換を希望している方が60%を超えています。また、対象年齢は、「現行の75歳以上が適当」であるという回答割合が最も高くなっており、このアンケート調査から得られた意見を踏まえ、敬老記念品贈呈事業を実施しています。

図表 20 敬老会についてのアンケート結果



(出典) 広報そえだ 令和5年7月号

③ 高齢者の社会活動支援

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、そのためにも若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけるよう啓発を進める必要があります。



具体施策

具体的な施策	施策の内容
高齢者の交流施設等	町民意識調査の結果から、ふれあいの館そえだジョイ内にある「老人福祉センター」の認知度が低いことが明らかになりました。高齢者の交流の場の確保について検討します。
敬老事業等	町民のニーズを汲み取りながら、事業の実施方法や内容について検討し、より良い事業実施に努めます。
高齢者の社会活動支援	ボランティア・地域活動・就労などで、社会に参加し貢献していくことが多くの高齢者の生きがいとなり介護予防につながっていくという視点から、高齢者の活動環境の充実を図ります。
高齢者に対する啓発及び情報提供	支援や介護が必要となっても地域の活動に参加し、一定の役割をもち続けることができるように、高齢者が集まる場において、啓発や情報提供を行います。



町が実施している事業一覧

①敬老事業等

事業名	内 容
敬老事業	敬老の日に対象者(75歳以上)へ記念品を贈呈

②高齢者の社会活動支援

事業名	内 容
老人クラブ活動支援	老人クラブ連合会への助成・支援
高齢者の就労活動支援	高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会への貢献などを推進するシルバー人材センターを田川地域の広域市町村で運営
ボランティア活動支援	添田町社会福祉協議会のボランティアセンターの運営費助成

基本目標 5 安心・安全なまちづくり事業



安心・安全なまちづくり事業とは

高齢者分野における安心・安全とは、高齢者を狙った犯罪や交通事故に対する備えと、災害時対応を中心に対策をとっています。第2期添田町地域福祉計画策定に際し、令和3年10月に「添田町地域福祉に関する町民アンケート調査」を実施し、その中で関連する設問を盛り込んでいたため、本調査報告書ではそれらの調査結果を踏まえ分析することとします。



現状と課題

高齢期を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが重要です。

① 高齢者を狙った犯罪の実態

第2期地域福祉計画にもあるとおり、近年、全国的に犯罪の巧妙化や悪質な犯罪件数が増加傾向にあり、特に犯罪の標的になりやすい高齢者に対する防犯対策は極めて重要となっています。

地域のつながりが強いほど、住民が普段と変わったことに気がつきやすく、声かけなどを行うことで犯罪を未然に防ぐことができる可能性が高まります。普段からの住民一人ひとりの心がけで、地域の防犯力は飛躍的に高まると考えています。

② 高齢者が関係する交通事故の実態

交通事故件数と事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、高齢者が関わる交通事故の占める割合は高くなっているため、特に高齢者に対する安全確保と事故防止が求められています。

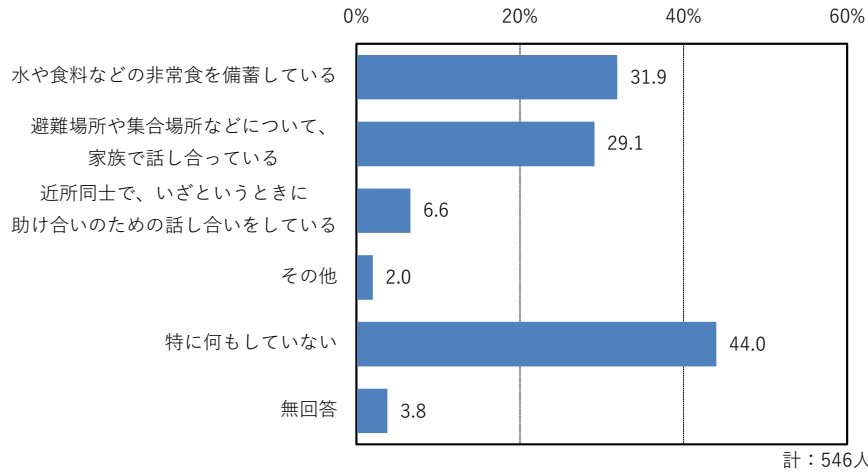
③ 高齢者の災害に対する備えの状況

平成29年の豪雨被災、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和2年7月豪雨、令和3年8月豪雨等、本町は毎年のように豪雨に見舞われています。

第2期地域福祉計画策定に際して実施した「添田町地域福祉に関する町民アンケート調査」（令和3年10月）の結果からは、町民の災害に対する不安の高まりがうかがえるものの、44.0%の町民が災害に対する備えを「特に何もしていない」と回答しています。災害発生時に「一人で避難することができない」と回答した町民は11.7%存在していますが、年齢階層が高くなるに従ってその割合が急増し、80歳以上では35.4%にもなっています。

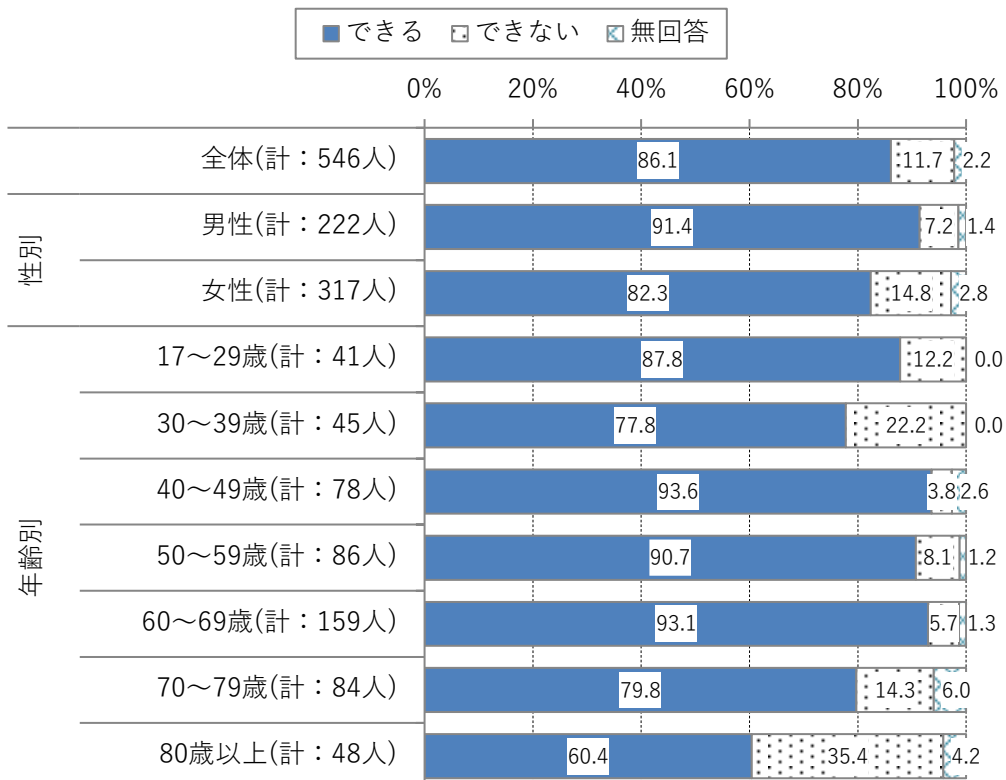
今後高齢化がますます進展するなかで、町民の不安はさらに増大するものと考えられます。それら不安を解消できるよう、町民が具体的に行動にうつせるよう支援していくことが必要であると考えられます。

図表 21 災害に対してどのような備えをしているか（全年齢）



(出典) 添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書（令和3年10月）

図表 22 災害発生時に一人で避難することができるか



(出典) 添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書（令和3年10月）

具体施策

具体的な施策	施策の内容
福祉避難所の受入体制の充実	社会福祉協議会、高齢者入所施設と連携して、要介護者等の福祉避難所への受け入れ体制の充実を図ります。
介護事業所等との連携と情報共有	平時から介護事業所等と連携し、訓練の実施や防災啓発活動、物資の備蓄・調達状況の確認を行います。
交通安全や防犯に関する啓発	老人クラブ等で交通安全や防犯に関する事項を高齢者が学ぶ機会を作ります。
犯罪を防ぐ地域づくりの推進	声かけや防犯パトロールなど犯罪を防ぐ地域づくりを推進していきます。
移動に関する利便性の向上	高齢者等の移動に係る利便性の向上及び負担軽減を図ります。
安心して生活できる住まいの整備	高齢者が安心して生活できる住まいの整備を進めていきます。
高齢者住宅に関する情報提供の充実	高齢者がニーズに応じ、適切に住まいを選択できるように、高齢者住宅等に関する情報提供の充実を図ります。

図表 23 令和2年7月豪雨の災害発生を伝える「広報そえだ」

7月6日の本村橋
 7月6日14時29分
 「命を守るため、最善の行動を」
 熊川が氾濫
 梅雨明け
 降り続く雨
 英彦山で48時間降水量350ミリ

(出典) 広報そえだ 令和2年8月号



町が実施している事業一覧

①災害対策

事業名	内 容
福祉避難所 (防災管財課)	災害時の避難に特に配慮を要する人への対応が可能な避難所を指定
自主防災組織住民説明会 (防災管財課)	行政区での地域防災組織の設立方法や活動内容の啓発と町防災専門官による防災に関する講演会を実施

②安全対策

事業名	内 容
タクシー助成券交付事業 (まちづくり課)	自動車等の移動手段の無い75歳以上の高齢者や運転免許証の自主返納者を対象に、タクシー助成券を交付
消費者行政啓発事業 (商工観光振興課)	啓発グッズ配布、相談があった場合に相談センターへつなぐ

③住まい対策

事業名	内 容
朝日ヶ丘住宅整備事業 (住環境整備課)	65歳以上の高齢者のみの世帯に、365日24時間見守りを実施



第5章 添田町実施事業の推移



第5章 添田町実施事業の推移

1. 各種事業の推移

① 介護予防把握事業

(単位：%、人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
把握件数	1,009	1,119	305	159	

② 元気倶楽部

(単位：回、人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録者数	339	307	273	239	
開催回数	1,015	919	797	1066	
延べ参加者数	10,384	8,591	8025	7609	

③ 若返り教室

(単位：人)

通所型介護予防事業	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
参加者数	55	49	77	61	
運動器の機能向上プログラム	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
参加者数	55	49	77	61	
栄養改善プログラム	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
参加者数	36	33	30	32	
口腔機能の向上プログラム	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
参加者数	55	49	77	61	

④ 健康体操教室

(単位：回、人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開催回数	20	20	18	22	
参加者数	68	57	51	54	

⑤ ストレッチ教室

(単位：回、人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開催回数	19	20	20	36	
参加者数	81	62	69	75	

⑥ トランポリン教室

(単位：回、人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開催回数	33	37	36	40	
参加者数	24	25	44	35	

⑦ パソコン教室

(単位：回、人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
初心者	開催回数	35	36	36	36
	参加者数	18	13	15	18
経験者	開催回数	33	35	36	36
	参加者数	20	20	19	16

⑧ 介護予防ポイント事業

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録者数	860	967	995	693	
ポイント交換者数	466	403	361	333	

⑨ 訪問型サービス事業（要支援者対象）

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
従前サービス	128	101	82	71	
緩和サービス	20	26	24	17	

⑩ 通所型サービス事業（要支援者対象）

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
従前サービス	107	89	98	86	
緩和サービス	8	7	5	3	

⑪ 総合相談

(単位：件)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談件数	120	103	78	93	

⑫ 成年後見制度利用者支援

(単位：件)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談件数	3	0	0	2	

⑬ 認知症サポーター養成講座

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受講者数	0	0	0	13	

⑭ 認知症地域支援推進員・初期集中支援チーム

(単位：件)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
取り扱い件数	0	0	0	0	

⑮ 介護用品給付サービス事業（紙おむつ給付）

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	41	54	48	65	

⑯ 地域ケア会議

(単位：回)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開催回数	11	2	7	8	

⑰ 介護保険事業者連絡協議会

(単位：回)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開催回数	1	1	1	0	

⑱ 地域見守り推進事業

(単位：件)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
協定件数	11	12	12	12	

⑱ 食の自立支援事業

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	42	63	86	81	

⑳ 買物支援事業

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	116	90	71	101	

㉑ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	0	0	0	0	

㉒ 緊急通報システム事業

(単位：件)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
新規件数	3	5	0	1	
総件数	6	12	11	9	

㉓ 訪問理美容サービス事業

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	0	0	0	1	

㉔ テレビ電話事業

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	11	11	14	13	
延べ人数	831	712	638	520	

㉕ 朝日ヶ丘団地高齢者見守りサービス

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	24	24	23	34	

②⑥ ひとり暮らし高齢者への声かけ（婦人会等実施分）

（単位：人）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数	41	61	55	53	
延べ人数	2,264	2,106	1,789	1,729	

②⑦ 要援護者支援台帳整備事業

（単位：人）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
台帳登録者数	596	514	433	415	

②⑧ 老人ホーム措置者数

（単位：人）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
措置人数	33	25	21	13	

②⑨ 敬老会参加者数

（単位：人）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数	2,157	2,152	2,162	2,212	2,310
参加者数	674	中止	中止	中止	

※（令和2年～5年は記念品配布事業を実施）

③⑩ ボランティア団体数

（単位：団体）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数	2	2	2	4	
会員数	46	46	46	115	

2. 高齢者福祉施設・関係団体等

(1) 高齢者福祉施設

① 老人福祉センター楽寿荘

老人福祉センターは、無料または低額な料金で地域の高齢者に対して、各種の相談に応じます。また、健康増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供するための施設です。なお、ふれあいの館内に併設されています。

楽寿荘の利用者数の推移

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
広間	1,049	391	368	390	
仮眠室	374	298	335	465	
浴室	14,685	11,746	13,165	14,243	

◎ 施設の改革推進と施設整備について

令和元年度に策定した添田町社会福祉施設等の改革推進方針に基づき、ふれあいの館そえだジョイについては、令和9年度までの指定管理期間中に老人福祉センターの在り方や社会福祉協議会の移転等の検討協議を行います。各施設の事業実施にあたっては、積極的な情報提供と協議を行い、サービスの向上と施設運営の効率化に努めます。

また、介護保険施設等の施設整備については、今後の利用者見込み等を考慮して、新規の施設整備を募集する予定はありません。

既存施設の改築又は改修については、事業者が国・県等の補助事業制度を活用する場合は、申請又は計画時に町と協議を行います。

町内の介護保険施設

区分	施設数
小規模多機能型居宅介護	1 施設
特別養護老人ホーム	1 施設（令和 6 年度改築）
特別養護老人ホーム	1 施設（令和 7 年度改築予定）
老人保健施設	1 施設（令和 6 年度改築）
認知症対応型生活介護	5 施設

（２）関係団体等

① 添田町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、すべての都道府県・市区町村に設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。町の委託を受けて、様々な福祉事業を行っています。

② 添田町民生委員・児童委員協議会

民生委員児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき、地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的として活動しています。

③ 添田町老人クラブ連合会

老人クラブは、地域の高齢者が自主的に集まって仲間をつくり、生きがいや健康づくり、ボランティア活動等の地域を豊かにする活動を行い、自分たちの手でクラブを運営しています。添田町老人クラブ連合会は、単位クラブの連携と親睦を図り、高齢化社会に対応する老人クラブ活動の促進に努めています。

添田町老人クラブ会員数の推移

（単位：人）	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
会員数	920	877	784	674	647

④ 田川地区シルバー人材センター

田川地区シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に設置されている高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的または軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人です。田川地区の高齢者に対し、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、社会参加・生きがいきづくり・健康の保持増進に貢献しています。

田川地区シルバー人材センター会員数の推移

(単位：人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
会員数(全体)	540	537	482	517	
会員数(添田町)	41	58	52	53	

添 田 町 高 齢 者 福 祉 計 画

発 行 添田町役場
編 集 福祉環境課
住 所 〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151
TEL : 0947-82-1231 FAX : 0947-82-2869
発行年月 令和6年3月
